

自転車指導啓発重点地区（筑紫野警察署）

令和4年3月

★自転車を運転する人は
次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

3 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。

絶対にやめましょう！



警察では、付近の中学・高校に対し、広報チラシの配布等により交通ルールを周知しています。また、交通違反に対する指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど厳正に対処しています。

